

KDDI提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの 簡素化等に関する意見

平成17年5月18日
KDDI株式会社

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する意見

1. 光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に対する考え方

今回の他事業者による光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等の検討は、アクセス回線への新たな競争環境を整備するものであり、これが有効に機能し、お客様(国民)に低廉かつ高品質なサービス提供に寄与できることが肝要と考えます。

既存線路敷設基盤、既設線路(メタル、光)を所有し既得権益をもつNTT東西殿と他事業者が同等の環境となる整備をすることが必要となりますが、手続き・構築面において他事業者が不利とならないために、次の点が必須条件と考えております。

(1)構築(時間・各種手続(※)・配線空間・コスト)、保守運用がNTT東西殿と同等の条件で実施可能

※)共架許可申請、道路占用許可申請等の各種手続きに要する期間

(2)NTT東西殿の配線ブロックエリア等に捉われず、事業者の自由設計・工事で構築が可能

なお、現行の接続方式については継続されるものと考えております。

2. 弊社の自前FTTHトライアルを通して認識している課題 等

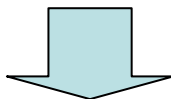
弊社では、過去に新宿区牛込地区・神楽坂地区で一般共架ポイントを利用した自前FTTHトライアルを実施しました。

その際に認識した課題は以下のとおりです。

(概要・敷設の期間等については、次頁以降に記載)

- ①事前の共架ポイント調査から申請(手続き含む)に時間を要した(NTT柱、電力柱)
【1～2ヶ月】
- ②共架申請回答後の事業者間一東化協議に時間を要した
【約2ヶ月】
- ③道路占用許可申請における道路管理者との事前協議(説明)から申請(手続き含む)に時間を要した
【1～2ヶ月】
- ④改修が必要な電柱が存在し、時間を要した
【1～3ヶ月】

このような状況から、自前化を前提としたFTTH展開は、お客様申し込みから2～3週間で開通できる事業者がいる状況で、競争面で難しいと判断しておりましたが、今回の簡素化等の検討に当たって、実際にNTT東西殿との公正かつ有効な競争環境が包括的に整理され、真に他事業者も光回線敷設が可能となることを望みます。



以上自前FTTHトライアルでの課題も踏まえ、
今回の簡素化等の検討にあたって、整備が必要な事項を3項(P. 6)にまとめます。

FTTHトライアル概要

■ 期間

2002年3月～2002年9月までFTTHトライアルとして実施
その後FTTHサービスとして継続して提供中

■ 対象地域

新宿区牛込地区・神楽坂地区
約1km²

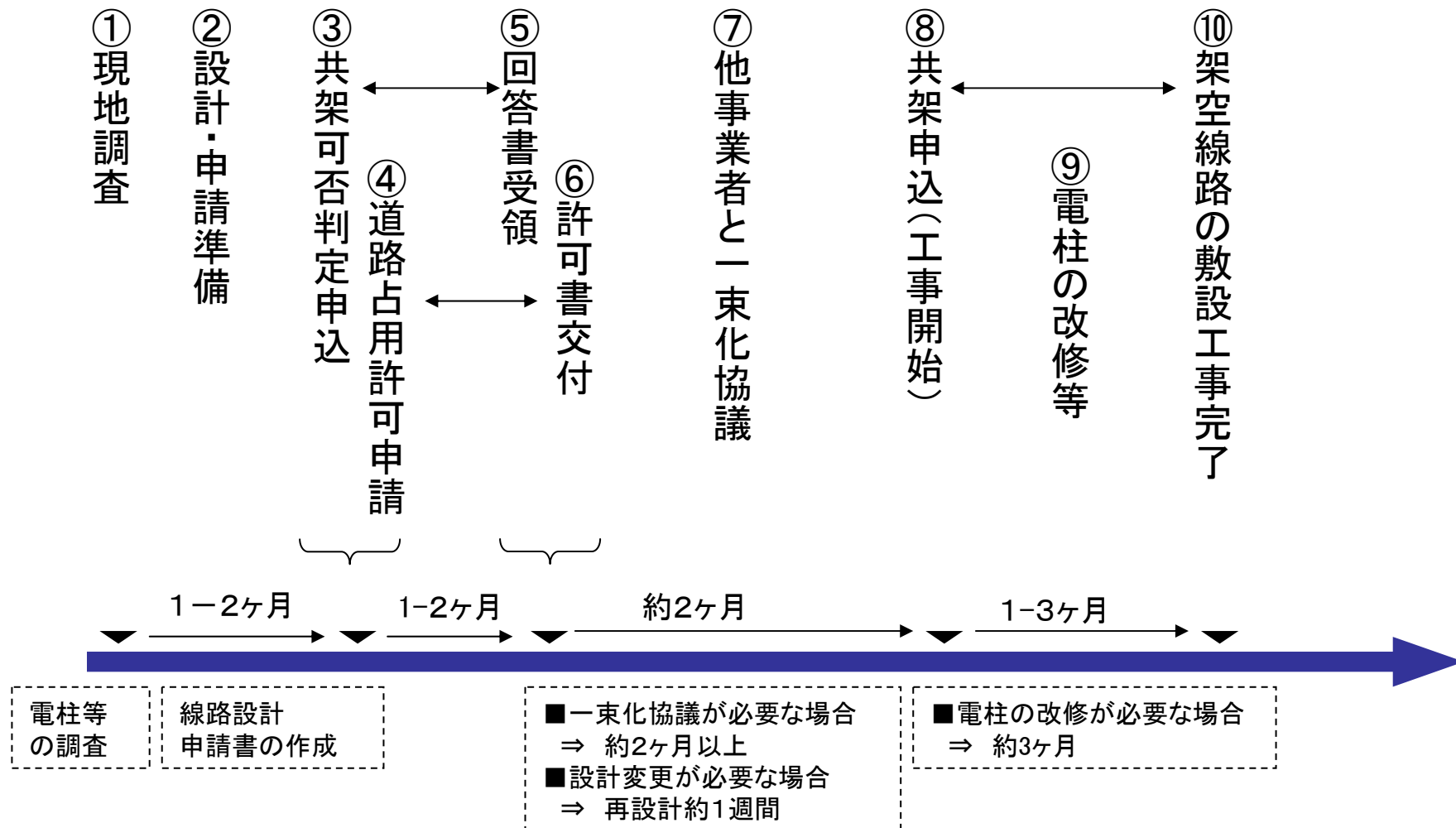
■ 加入者数

382世帯（集合住宅の世帯を含む。引込数は約180箇所）

■ 調査実施電柱数と調査結果

	調査した電柱の本数					共架・添架した本数
	要改修	要建替	不許可	要一束化		
東京電力柱への共架	643	105	15	-	29	467
NTT柱への添架	80	-	-	1	23	61

FTTHトライアル回線敷設の期間について

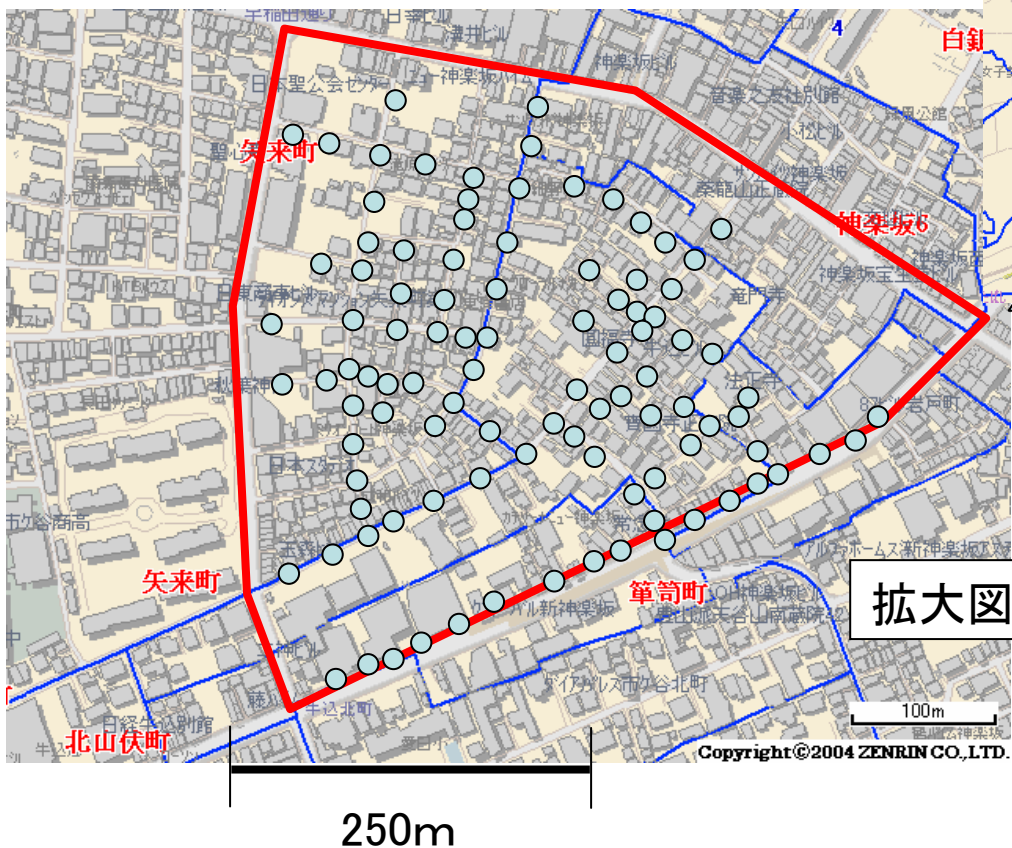


■ルート上に一束化が必要な電柱があると基本的に協議が必要となってくる。

■共架している事業者を開示されておらず、まず協議をする事業者を探すことから始めることとなり、時間を要した。

トライアルエリアの例及び電柱の本数

- 以下はトライアルエリアの一部
- 以下エリアにおいては100本の電柱について申請
- 100本中18本が要改修の電柱であった



3. 光引込線の手続きの簡素化等のルール整備に必要となる事項

公正競争の観点からルール整備が必要な項目は、NTT東西殿所有の電柱共架に関する事項に限ったものではありません。少なくとも以下の項目に関する競争環境を整備し、NTT東西殿と同等の条件とする必要があると考えます。

項目	条件整備の必要性	整備／確認内容	
1. 事前情報	電柱位置・番号情報	事前の配線計画・共架／道路占用申請準備に必要。	NTT東西殿と同等な情報の確保が必要。
2. 許可申請 関連	(1)共架に関して ①NTT東西殿電柱への添架条件 (添架位置、手続き、料金) ②各電力会社殿電柱への共架条件 (共架位置、手続き、料金)	◆開通期間 共架手続きにより、NTT東西殿との開通期間に差が出ないようにする。 各電力殿電柱においても、同様とする。 ◆電柱使用料 NTT東西殿の引込線の新設毎に発生する電柱使用料金と同レベルとする。	◆NTT東西殿電柱、各電力殿電柱での共架手続き・事前協議等がNTT東西殿と同等になるための簡素化に必要な条件を整理。(NTT東西殿の手続きの現状の確認) ◆NTT東西殿の引込線の新設毎に発生する電柱使用コストの確認。両者が新規敷設する場合の差を検証する必要有り。
	(2)道路(／河川)占用に関して 各道路管理者との道路占用許可 (手続き等)	NTT東西殿と同じ条件・期間での道路占用手続きを可能とする。(特に、新規敷設の場合、事前の配線計画・道路占用申請手続きが各道路管理者に対し必要となり、数ヶ月を要する可能性がある。)	手続き簡略化の方向性を検討。 NTT東西殿の引込線の現状の確認。
3. 工事関連	接続分界点(POI-BOX設置の是非) ※P10参考	共架工事面でNTT東西殿と同レベルとする。	NTT東西殿クロージャ近傍のPOI-BOXではなく、NTT東西殿／事業者クロージャ内で分界点を設けることを要望。
4. 運用関連	保守・運用実施のための最新情報共有	現行の接続方式と比較し、POIが屋外キャビネットから柱上に移るため、故障作業等を一気通貫で行なえるNTT東西殿と同レベルとする必要。	設備情報の共有、保守の連携等のルール化。

4. NTT東西殿の報告書に対する意見

(1) 共架手続きの簡素化

■「NTT東西殿との一東化」(後述)や共架工法の工夫による簡素化(強度計算等)により、都度の共架工事でも手続きが簡素化できるよう再考をしていただきたいと存じます。

- ・今回のNTT殿のご提案は、共架手続き簡素化のためには、先ず面的な配線(吊り線等)整備を行うことが前提となっていますが、手続きの簡素化というのは一東化や共架工法の工夫などの整備であると考えます。
- ・既存吊り線等(メタル線利用も含む)をもつNTT東西殿と比べ公正な競争環境が整備されることを求めます。

(2) 共架ポイント

■一般共架ポイントでの共架ではNTT東西殿との同等な環境とはならないものと認識します。

①空間に空きがない場合、他事業者間協議が必要になり、開通期間がNTT東西殿に比して長期化してしまう点

- ・FTTHトリアル実績からも他事業者間での一東化を含めた共架協議は、時間を要し早期開通の足かせになると考えております。(そもそも、NTT東西殿には必要ない調整)
- ・一般共架ポイントを優先した順位では、他事業者間調整(既占有時には一東化回避のための突き出し金物設置の調整要)が多くなり、実態としてNTT東西殿より開通期間が長くなる要因となります。

②縦引きの発生の懸念

- ・NTT東西殿のAOクロージャ(5.5m、5.8m)からの引渡し前提となる場合、一般事業者向けポイント(6.4m、6.7m)間の縦引き個所が大量に発生し、諸問題が発生する可能性があります。
- ・同一線上での引き渡し(一東化)が最善。

(3) NTT東西殿との一束化

■NTT東西殿との一束化が最も今回の趣旨(事業者間の同等の競争条件の確保)に合致するものと評価します。→次頁の<各共架ポイントの評価>参照

(1)、(2)項でも述べたとおり、共架手続きの簡素化、他事業者間協議の回避、縦引きの懸念といった観点から、NTT東西殿との公正な競争環境の整備には、NTT東西殿との一束化が最も適していると評価します。

NTT東西殿が一束化に対する種々課題を列挙されていますが、

- ◆一束化は、通常他事業者間で一般的に行われている
 - ◆ケーブル破損の可能性は、自社内でもあること(御社主端末回線利用時も破損リスクは同じ)
 - ◆故障対応・支障移転時の工事輻輳についても、既存一束化でも同様であるが、工事ルール等事前の取り決めで対応可能
 - ◆POI-BOXの設置(※次項で意見)については、設置工法や運用ルールによりサービスへの支障は回避しうる(基本は御社クロージャと同様に扱う) 等
- 課題整理は可能と考えますので、弊社としても実現に向け協力させていただきます。

(添架順序)

【NTT東西案】

- ① 一般添架ポイントでの空き
- ② ①ポイントでの突き出し金物設置
- ③ 新たな添架ポイントの提供
- ④ 事業者間での一束化



【弊社案】

- ① NTT東西殿との一束化
- ② 新たな添架ポイントの提供
- ③ 一般添架ポイントでの空き
- ④ ③ポイントでの突き出し金物設置
- ⑤ 他事業者での一束化

NTT東西殿ポイント

<各手法のNTT東西殿との同等性の観点からの評価>

- NTT東西殿と同等
 ▲ NTT東西殿と同等とは言えない
 × NTT東西殿より不利

	NTT一東化	新たな添架ポイント	一般添架ポイント	備考
添架/共架申請手続き	○ ※	▲ 新規手続	× 新規・共架手続	※手続簡略化が見込まれる
道路占用申請手続き	▲ ※	▲ 新規手続	▲ 新規手続	※手続簡略化の可能性あり
他事業者間調整	○	○	× 不特定多数	
配線工事	○	○	▲ ポイント不特定	
縦引き	○ 縦引きなし	▲ 縦引きあり	× 間隔さらに拡大	
総合評価	○	▲	×	

(4) その他

■現状のPOI-BOXの設置は不要として頂きたい

事業者設備の分界点は必要ですが、そのための事業者設置のPOI-BOXは、設置場所選定・各電力会社殿との調整、接続点増による伝送損失等を考慮し不要として頂きたいと考えます。その代替案として、NTT東西殿もしくは事業者クロージャ内で接続点を設ける接続形態を提案します。

■NTT東西殿の局外スプリッタ利用については、事業者側で選択可能であると認識。